（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第九十二条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十七条第一項中「記載し、かつ、連署（新設分割の場合にあっては、署名）した」を「記載した」に改める。

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第九十三条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十八条第一項中「記載し、かつ当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）した」を「記載した」に改める。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第九十四条　船舶安全法施行規則の一部を改正する省令（平成三年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

（地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部改正）

第九十五条　地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成四年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十六条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（被災市街地復興特別措置法施行規則の一部改正）

第九十七条　被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第三中「㊞」を削り、 「 備考 1　申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。 2　申出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記においては、押印を省略することができる。 3　「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。 4　「換地処分の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合とすることを希望する場合にのみ記載すること。 」 を 「 備考 1　申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれ主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。 2　「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。 3　「換地処分後の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合と異なることを希望する場合にのみ記載すること。 」 に改める。
その法人の る割合を定 」

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十八条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中

「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	印」	を	「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意1を注意とする。

第五号様式第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第十二号様式第一面及び第十三号様式第一面中

「申請者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	印」	を	「申請者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第十七号様式第一面中

「申請者（管理者等）の氏名又は名称、 及び法人にあってはその代表者の氏名 又は名称、 その代表者の氏名	印」	を	「申請者（管理者等） 及び法人にあっては 「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第二十一号様式第一面中

「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	印」	を	「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九十九条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考3を削る。

（航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令）

第百条　航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成九年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び注を削る。

第三号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第四号様式中「印」及び注を削る。